

# 【改正種の保存法に関して】個人事業者の住所登録についての注意点

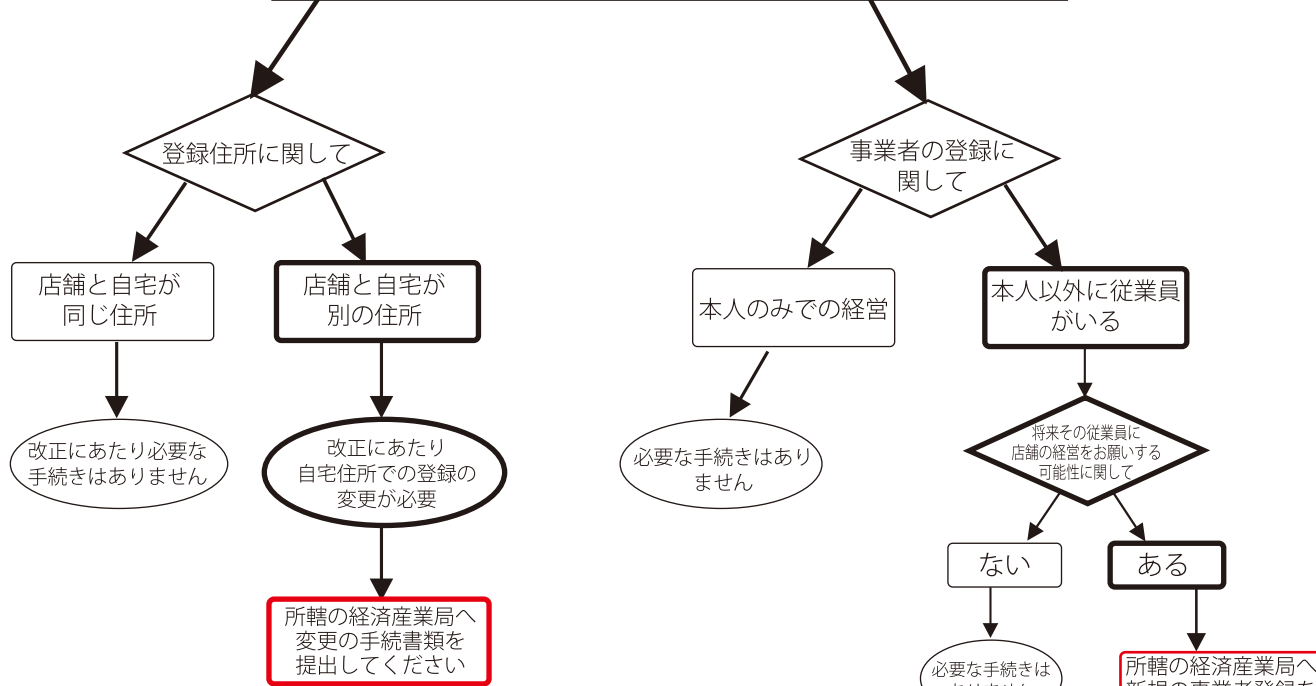
(法人事業者は必要ありません)

**法人事業者**  
株式会社・有限会社  
合同会社・合資会社等

改正にあたり必要な  
変更手続きはありません

※法人事業者は今まで通り  
登録住所は店舗住所  
事業者の変更にしても  
変更届の提出により可能  
です。(費用発生なし。)

**個人事業者**  
〇〇印房・△△印舗など  
個人経営の商店



《理由》

個人事業者の場合、3年後の更新時の  
本人確認の提出書類が住民票や免許証  
等のコピーであるためです。  
この変更を行わないと3年後の更新手  
続きが出来なくなります。

《理由》

法律上、個人事業者の場合、経営者の登録変  
更は出来ません。(別番号の新規扱いとなります)  
5/31まで(届出制の期間内)に登録が完了すれば  
新規の登録費用は発生ませんが、6/1の施行後は、  
登録免許税 90,000円と新規手数料 33,500円が  
かかります。

変更又は新規の届出書の入手方法は、各店舗様が所轄の経産省に  
電話で依頼又はホームページからダウンロードしてください。  
全印協組合員様はすでに発送済みです。

《個人経営の商店で、経営を現在の経営者から後継者等に変更する可能性がある事業者登録に関して》

※法律改正により、6/1以降の新規登録には多額の費用(登録免許税 90,000円と新規手数料 33,500円)が発生します、個人経営の会員の方で後継者等が  
いらっしゃる方はお早めに申請をお願いします。 《注意》5月の下旬の申請ですと5/31までに申請が受理されない可能性がありますのでお早めに!!

現在、後継者は居るが  
経営者本人のみ  
事業者として登録

5/31に間に合うよう  
後継者等も新規の  
事業者として登録する

3年後の更新の際に  
その登録した中で  
誰の登録を更新するか  
選択する

※同一店舗で何名でも  
登録することは可能  
です。銘々に事業者  
番号が振り分けれます。

※3年後の更新の際、登録事業者ごとに  
32,500円の更新手数料がかかります。  
象牙の販売に関しては、店舗に1名の  
事業者の登録があれば販売継続可能で  
す。  
更新の際、登録してあるどの名義のみ  
更新するかをご検討ください。